

豊川市の入札契約制度改正点

1. 建設工事の最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲並びに失格判断基準の算定率の改正

(令和2年4月1日以降に公告、指名通知を行う競争入札から適用)

建設工事の最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲について、予定価格の「70%~90%」から「75%~92%」に引き上げを行い、失格判断基準については算定率の改正を行います。

工事等の種類	最低制限価格及び調査基準価格	失格判断基準
① 一般土木工事等 (②~④以外の工事等)	直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.1	直接工事費 × <u>0.9</u> 又は 共通仮設費 × <u>0.8</u> 現場管理費 × <u>0.8</u> 一般管理費等 × 0.3 合計
② 機器単体費を含む機械設備、電気通信工事等 (ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。)	機器単体費 × 0.907 直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.1	機器単体費 × <u>0.81</u> 直接工事費 × <u>0.9</u> 又は 共通仮設費 × <u>0.8</u> 現場管理費 × <u>0.8</u> 一般管理費等 × 0.3 合計
③ 一般建築工事等 (公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等。ただし、④に該当する工事等を除く。)	(直接工事費 × 0.9) × 0.97 共通仮設費 × 0.9 (直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.1	(直接工事費 × 0.9) × <u>0.9</u> 又は 共通仮設費 × <u>0.8</u> (直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × <u>0.8</u> 一般管理費等 × 0.3 合計
④ 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	(直接工事費 × 0.8) × 0.97 共通仮設費 × 0.9 (直接工事費 × 0.2 + 現場管理費) × 0.9 一般管理費等 × 0.55 合計 × 1.1	(直接工事費 × 0.8) × <u>0.9</u> 又は 共通仮設費 × <u>0.8</u> (直接工事費 × 0.2 + 現場管理費) × <u>0.8</u> 一般管理費等 × 0.3 合計

注1) 最低制限価格及び調査基準価格は、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額とします。

注2) 失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費を含む。）又は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額（税抜き）のいずれかを下回ると失格となる基準です。

2. 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務における最低制限価格の設定

(令和2年4月1日以降に指名通知を行う競争入札から適用)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正により、公共工事の品質確保のため、公共工事に加え建設コンサルタント等業務が対象として追加され、また、発注関係事務の運用に関する指針において、ダンピング受注を防止するため、最低制限価格の適正な活用を徹底することが明記されたことを踏まえ、予定価格1,000万円以上の案件について一律、予定価格の70%を設定します。

3. 豊川市公契約条例について

平成31年2月1日から「豊川市公契約条例」を施行しました。これは、市と事業者の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行および労働者の適正な労働環境の確保を図り、地域経済の健全な発展と市民福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

➤ 条例のポイント

・市および事業者の責務

市は、条例の目的を達成するため、基本方針に従い施策を総合的に実施します。事業者は、法令を遵守し誠実・適正な労働環境の確保に努めなければなりません。

・特定公契約

市は、特定公契約（下表）について、事業者が労働者に支払う賃金などの下限額（労働報酬下限額）を設定します。事業者は、労働報酬下限額以上の賃金などの支払いと労働条件が適正であることを確認する労働環境確認書の提出義務が課されます。

・労働者の申出

特定公契約に従事する労働者は、支払われた賃金などの額が労働報酬下限額を下回る場合は、市または事業者へ申出を行うことができます。市は、申出に基づいて事業者への立入調査や是正措置を講ずるよう指導を行います。なお、事業者は申出をした労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないことを定めています。

➤ 特定公契約の範囲

区分	適用範囲
工事請負契約	総合評価落札方式によるもの 予定価格が1億円以上のもの
業務委託契約	予定価格が1,000万円以上の庁舎清掃、草刈、樹木管理、庁舎受付、給食調理など
指定管理協定	上限額が1,000万円以上の公募によるもの

※適用案件は公告や指名通知等でお知らせします

詳しくは豊川市総務部契約検査課下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/nyusatsukeiyaku/nyusatsukeiyakuoshirase/index.html>

【問合せ先】豊川市総務部契約検査課契約係 電話 0533-89-2178